

空き家対応で苦労したこと・良くできたことについて

1 苦労したことについて

(1) 相続人が複数いる空き家の対応

空き家の所有者は、夫と妻の共同名義であったが、夫が先に亡くなった後、妻も亡くなった。土地・建物の相続登記の変更がされていないため、夫と妻の相続人が 20 人以上になった事例

(2) 相続放棄している空き家の対応

空き家の所有者は夫、土地は夫と妻の共同名義であったが、妻が先に亡くなった後、夫も亡くなった。相続人である子が、父親の相続分については相続放棄をしていたが、母の相続分は相続放棄をしていない事例

2 良くできたことについて

(1) 相続財産管理人制度の活用による空き家の解消

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、所有者が存在しなかった空き家について、相続財産管理人の選任申立てを行い、空き家を売却することができた。

(2) 老朽空き家の解体

管理不全の家屋が長期間放置され、雑草・立木も伸び、地域住民が困っている空き家があったが、庁内関係各課の連携による助言等を行い、今年度、解体工事補助金を活用し、更地となった。

(3) データベースを活用した庁内の連携

空き家の位置、所有者情報、現況記録、写真等を登録することができる空き家管理システムを構築し、近隣住民等から寄せられた情報、所有者の対応経過を記録することにより、空き家対策に取り組む関係各課で情報を随時共有できる体制を整備した。